## 附属書三-B 品目別原産地規則

ム)(特定の品名の記載を含む。)(二千十七年に改正された統一システ統一システムに基づく分類	一欄
品目別原産地規則	二欄

第一部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

第一類 動物(生きているものに限る。)

〇一・〇一一〇一・〇六
第一類の全ての動物が締約国において完全に得られるものであること。

## 第二類 肉及び食用のくず肉

	0
るものであること。	生産において使用される第一類及び第二類の全ての材料が締約国において完全に得られ

九八〇

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

その他の産品	大西洋くろまぐろ(トゥヌス・ティ
得られるものであること。	いて確定する。 いて確定する。 においりであることで、 のはいのであることで、 のはいのであることで、 のはのいけすで給餌され、 及び肥育され、 若しくは飼養されることを条件とする生産であることで 、大西洋くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)が、 統約国において少なくとも三箇月間、養であること又は

### 第四類 酪農品、 鳥卵、 天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

ること。	生産において使用される第四類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであ

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

〇五・〇一一〇五・一一	
СТН	

### 第二部 植物性生産品

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、 根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の

### 葉

〇六・〇一一〇六・〇四
ること。 生産において使用される第六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであ

# 第七類 食用の野菜、根及び塊茎

		〇七・〇一一〇七・一四
	ること。	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであ

# 第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一-〇八・一四
生産において使用される第八類の全ての材料が締約国において完全に得られるものでも
あ

九八二

第九類
コーヒー、
茶、
マテ及び香辛料

ること。

〇九・〇一	CTSH又は
	配合
〇九〇二・一〇一〇九〇二・二〇	約国において完全に得られるものであること。                   生産において使用される第○九○二・一○号及び第○九○二・二○号の全ての材料が締
〇九〇二・三〇一〇九〇三・〇〇	RA CTSH又は
○九・○四Ⅰ○九・一○	配合、破砕若しくは粉砕CTSH又は

### 第一〇類 穀物

あること。	生産において使用される第一○類の全ての材料が締約国において完全に得られるもので

### 第一一類 穀粉、 加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

# 第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

	СТН
一二・○二-一二・一四	(第一二・○一項の材料からの変更を

# 第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三〇一・二〇一一三〇二・一九	СТН
111011 • 110	CTSH(ただし、非原産であるペクチン質は、使用することができる。)
1 111011 • 1111	C T H
111011 • 1111	使用することができる。)

一三〇二・三九	
C T H	

あること。

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

C T H	一五・一一一五・一三
こと。 生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものである	一五・〇九-一五・一〇
СТН	一五・〇八
いて完全に得られるものであること。	一五・〇七
C T H	一五・〇一-一五・〇六

菜種油及びその分別物	ヽこさとこ書うれるおりであること。    生産において使用される第一二・○五項及び第一五・一四項の全ての材料が締約国におー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
からし油及びその分別物	C T H
一五. 一五	
米油及びその分別物	いて完全に得られるものであること。    生産において使用される第一〇・〇六項及び第一五・一五項の全ての材料が締約国にお
その他の産品	СТН
五  六・  〇   五  七・  〇	СТН
一五一七・九〇	
を除く。) 混合植物性油(更に加工されたもの	CC
その他の産品	СТН
一五・一八-一五・二三	C T H

### 九八六

# 第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

# 第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

締約国において完全に得られるものであること。                    生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一○・○六項の全ての材料が	一六・〇四一一六・〇五
全に得られるものであること。  生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完	一六・〇三
締約国において完全に得られるものであること。                       生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一○・○六項の全ての材料が	一六・〇一一一六・〇二

### 第一七類 糖類及び砂糖菓子

七・〇	C T H
110.11	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。
	生産において使用される第○四・○四項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセ
	ントを超えないこと。
	生産において使用される第一一・○一項から第一一・○八項までの各項の非原産材料
	の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。
	── 産品の重量の二十パーセントを超えないこと。── 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○三項の非原産材料の総重量が

|--|

# 第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一-一八・〇五	СТН
一八・〇六	産品の重量の三十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量が量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

# 第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

			一九・〇一
│ 生産において使用される第一○・○一項、第一○・○三項、第一○・○六項及び第一	えないこと。	生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超	禾

九八七

	<del>-</del>		<del>-</del>	
九・〇五	九・〇四	九・〇三	九・〇二	
CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。	CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。  CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。  CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。	を条件とする。 一・○八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないことし、〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないことし、の一項から第一の	の各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。生産において使用される第一○・○六項及び第一一・○一項から第一一・○八項まで生産において使用される第一○・○一項の非原産材料の重量が産品の重量の九十パーセントを超えないこと。生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の非原産材料の総重量が産品の重量のたけのでで、ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。	産品の重量の二十パーセントを超えないこと。  生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量がセントを超えないこと。  一・○一項から第一一・○八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パー

第二一類 各種の調製食料品

こと。 一一・○八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えない生産において使用される第一○・○三項、第一○・○六項及び第一一・○一項から第えないこと。生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超 産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
生産において使用される第一七・○一項及び第 一七・〇二項の非原産材料の総重量が

# 第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

110.01	CC
110.011-110.011	ること。 生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであ
	国において完全に得られるものであることを条件とする。(ピスム・サティヴム)、パイナップル、オレンジ、ばれいしょ及びアスパラガスが締約CTH。ただし、生産において使用されるささげ属又はいんげんまめ属の豆、えんどう
二〇・〇九	びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。CTH。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及

	産品の重量の四十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量がと産において使用される第一○・○三項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一○・○三項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセとを超えないこと。 生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重
	C T H
1110111.0111.0	CC(第○七・○二項及び第二○・○二項の材料からの変更を除く。)
1110111.0110	CTSH。ただし、非原産であるマスタードの粉は、使用することができる。
二一〇三・九〇	C T S H
	СТН
二. ○五	産品の重量の二十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量が量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重で工H。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。
111・0六	生産において使用される第一二一二・九九号のうちのこんにゃくの材料が締約国におCTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

### ントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の1 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の三十パ量の十パーセントを超えないこと。生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品のいて完全に得られるものであること。 産品の重量の三十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量が セントを超えないこと。 ントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料 .. の 重 重量が産品の重量の十パ 量

が産品

の重量の十パ

]

セ

重

]

]

セ

### 第二二類 飲料、 アルコール及び食酢

10.111	СТН
111.011	産品の重量の四十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量が量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重と産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重の工具の
>0.   -   0.	生産において使用される第〇八〇六・一〇号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・の全ての要件を満たすことを条件とする。  CTH(第二二・〇七項及び第二二・〇八項の材料からの変更を除く。)。ただし、次

### 九九二

する。	三二・〇九
産品の重量の四十パーセントを超えないこと。  生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量が超えないこと。  生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の四十パーセントを、大九号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。	

# 第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

1111.01	C T H
	二十パーセントを超えないことを条件とする。    ○類の非原産材料の重量が産品の重量の「○日日」のででは、生産において使用される第一○類の非原産材料の重量が産品の重量の
	C T H
二三・〇九	量の十パーセントを超えないこと。   生産において使用される第四類及び第一九・○一項の非原産材料の総重量が産品の重れるものであること。   生産において使用される第二類及び第三類の全ての材料が締約国において完全に得らてTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

産品の重量の三十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・○一項及び第一七・○二項の非原産材料の総重量が非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一○類、第一一類、第二三・○二項及び第二三・○三項の

# 第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

	CCC
	三十パーセントを超えないことを条件とする。 CTH。ただし、生産において使用される第二四類の非原産材料の重量が産品の重量の
二四〇二・二〇一二四〇三・九九	RVC七十パーセント(FOB) CTH、

### 第五部 鉱物性生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、 附属書三―A注釈五を参照

すること。

九九四四

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

三五・〇一	C T H
五・〇二―二五・三〇	RVC三十五パーセント(FOB) RVC三十五パーセント(EXW)又は

## 第二六類 鉱石、スラグ及び灰

	•	
	<u> </u>	
	六・	
	<u></u>	
_		
	C T	
	Н	

# 第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七・一〇	二七・〇一一二七・〇九
蒸留若しくは化学反応が行われること(ただし、生産において使用される第二七・一〇 除く。)又は   CTH(第三八二四・九九号及び第三八二六・〇〇号のバイオディーゼルからの変更を	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は 化学反応若しくは混合及び調合が行われること、

二七・一二一二七・一五 二七・一一 む。)がエステル化、エステル交換反応又は水素化処理によって得られるものであること項、第三八二四・九九号及び第三八二六・○○号のバイオディーゼル(水素化植物油を含) を条件とする。)。 RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は に学反応若しくは混合及び調合が行われること、 C T H 化学反応が行われること。 CTSH又は

# 第六部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、 附属書三— A注釈五を参照

すること。

第二八類 無機化学品及び貴金属、 希土類金属、 放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八・〇一一二八・五三 RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は 化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、 C T S H

九九五

### 第二九類 有機化学品

RVC五十五パーセント(FOB)	二九〇五・四九ー二九〇五・五九
RVC五十五パーセント(FOB) のイント又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、 のイントでは (EXW) では (EXW) では (EXW) である。) に (EXW) である。 ) に (EXW) で (EXW)	二九〇五・四五
CTH(第一七・○二項及び第三八二四・六○号の材料からの変更を除く。)	二九〇五・四三-二九〇五・四四
RVC五十五パーセント(FOB)  RVC五十五パーセント(EXW)又は イわれること、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程がCTSH、	二九〇一・一〇一二九〇五・四二

	C T S H,	二九二三・三〇一二九二四・二四
	RVC五十五パーセント(FOB) CTSH、	二九二三・二〇
異性体分離若しくは生物工学的工程が	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は行われること、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、CTSH、	二九二二・四三-二九二三・一〇
	C T S H	二九二二・四二
異性体分離若しくは生物工学的工程が	RVC五十五パーセント (FOB) MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は行われること、 CTSH、	二九一八・一六-二九二二・四一
	C T S H	二九一八・一四一二九一八・一五
異性体分離若しくは生物工学的工程が	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は行われること、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、	二九〇六・一二一二九一八・一三

二九・四一一二九・四二 RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は行われること、 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生CTSH、 粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が

### 第三〇類 医療用品

	110.01-110.04
RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(FOB)	学学 T

### **界三一類 肥料**

硝酸ナトリウム	三・○五	・〇 -    ・〇国
C T H,		RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

九九九九

────────────────────────────────────	
CTH及びMaxNOM五十パーセント(EXW)若しくはCTH及びRVC五十五	その他の産品
MaxNOM五十パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(FOB)	硫酸マグネシウムカリウム硫酸カリウム

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイン

# ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇六・一一一三二〇六・一九	三二・〇一一三二・〇五
MaxNOM四十パーセント(EXW)又はて、使用することができる。)、ていいのであの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができてTH(ただし、第三二・○六項の非原産材料は、その総額が産品のEXWの二十パー	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は物工学的工程が行われること、 化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生CTSH、

MaxNOMILLS CEXVOXは 物工学的工程が行われること、 に学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異 の大・二〇一三二一五・九〇 の生産、異	RVC六十五パーセント(FOB)
物質の生産、	

三二〇六・二〇一三二一五・九〇	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又は物工学的工程が行われること、化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生CTSH、
第三三類 精油、レジノイド、	調製香料及び化粧品類
	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
三三〇二・九〇―三三三〇三・〇〇	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又はが行われること、化学反応、精製、混合及び調合、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程CTSH、
・○四	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は物工学的工程が行われること、化学反応、精製、混合及び調合、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生CTSH、

\_\_ \_\_ \_\_

	三三・〇五一三三・〇七
RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は	<ul><li>(こ) 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われることTSH、</li></ul>

第三四類 せつけん、有機界面活性剤、 洗剤、 調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、 モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科

### 用の調製品

			三四・〇一-三四・〇七
FV C 五十五/一セント(F C F)	アンユーエペーセント (axNOM五十パーセント (	化学反応、精製、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、	C T S H ,

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

_		
	三五・〇一	
	СТН	

三五〇二・一一一三五〇二・一九	CTH(第○四・○七項及び第○四・○八項の材料からの変更を除く。)
	СТН
三五・〇五	CC(第一一・○八項の材料からの変更を除く。)
三五・○六−三五・○七	AI、 化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこCTSH、
	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は

# 第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

		三六・〇一一三六・〇六
RVC五十五パーセント (FOB)	MaxNOM五十パーセント(EXW)又は化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、	

# 第三七類 写真用又は映画用の材料

	三七・〇一一三七・〇七
化学反応、標準物質の生産若しくは異性体分離が行われること、	C T S H,

### 

# 第三八類 各種の化学工業生産品

RVC五十五パーセント (FOB) 又は

三八・〇一一三八・〇八	<ul><li>で、</li><li>化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われることでTSH、</li></ul>
	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
三八〇九・一〇	CTH(第一一・○八項及び第三五・○五項の材料からの変更を除く。)
三八〇九・九一-三八二二・〇〇	1、化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこCTSH、
	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
三八・二三	C T S H
三八二四・一〇-三八二四・五〇	1、化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこCTSH、
	MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は

	RVC五十五パーセント (FOB)
三八二四・六〇	更を除く。)
三八二四・七一-三八二四・九一	こ、化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われるこCTSH、
	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
三八二四・九九	
バイオディーゼル	が得られること。 生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼル
その他の産品	<ul><li>で、</li><li>化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われることでTSH、</li></ul>
	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
三八・二五	<ul><li>で、</li><li>化学反応、精製、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われることでTSH、</li></ul>
	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は

, 9	八・二六	
が得られること。	生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼル	

# 第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

部注 この部における加工についての各規則に関する定義については、附属書三—A注釈五を参照

すること。

# 第三九類 プラスチック及びその製品

三九・〇七-三九・〇八	三九・〇四-三九・〇六	三九・〇一-三九・〇三
RVC五十五パーセント(FOB) CTH、 CTH、	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又は化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、CTSH、	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は化学反応が行われること、 CTSH、

三九・〇九-三九・一〇	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又は化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、CTSH、
三九・一一	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は 化学反応が行われること、 CTSH、
三九・一二―三九・一五	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又は化学反応若しくは生物工学的工程が行われること、CTSH、
三九・一六ー三九・二六	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
第四○類 ゴム及びその製品	
E()·() -E()·	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

|--|

	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は
四〇一二・二〇一四〇一七・〇〇	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、	2らの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに
する容器並びに腸の製品	
第四一類 原皮(毛皮を除く。)	)及び革
	CC
四一〇四・一一一四一〇四・一九	СТН
四一〇四・四一一四一〇四・四九	除く。)    〇四・四一号から第四一〇四・四九号までの各号の材料からの変更を
四一〇五・一〇	СТН

四一〇五・三〇	C T S H
四一〇六・二二	СТН
四一〇六・二二	C T S H
四一〇六・三一	C T H
四一〇六・三二	C T S H
湿潤状態の産品	СТН
乾燥状態の産品	湿潤状態の非原産材料からの生産CTH又は
四一〇六・九一	СТН
四一〇六・九二	СТЅН
四一〇七一四一・一三	用することができる。
四一・一四一四一・一五	C T H

\_\_ C \_\_

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、 ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

製品

四二・〇一 | 四二・〇六  $\stackrel{'}{C}$ CTH及びRVC六十パーセント(FOB) 又は

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一 四三・〇二一四三・ 四四 C T H C C

第九部 木材及びその製品、 木炭、 コルク及びその製品並びにわら、 エスパルトその他の組物材料の製品並

びに籠細工物及び枝条細工物

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・○一一四四・二一 RVC互上丘パーセント(FDB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は CTH、

	RVC五十五パーセント(FOB)
第四五類 コルク及びその製品	
四五・○一一四五・○四	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は

# 第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六〇一・二一-四六〇一・二二	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
四六〇一・二九	CC(第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇一・九二-四六〇一・九三	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
四六〇一・九四	CC(第一四類の材料からの変更を除く。)

四六〇一・九九-四六〇二・一二 MaxNOM五十パーセント(FOB) CTH、
四六〇二・一九 СС (第一四類の材料からの変更を除く。)
四六〇二・九〇 四六〇二・九〇 RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

第一○部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製

品

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

		四七・○一一四七・○七	
RVC五十五パーセント (FOB)	MaxNOM五十パーセント(EXW)又は	C T H ,	

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一-四八・二三 RVC五十五パーセント (FOB) RVC五十五パーセント (EXW) 又は

第四九類 印刷した書籍、 新聞、 絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、 設計図及び図案

四九・〇一-四九・一一 RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

第一一部 紡織用繊維及びその製品

部注 紡織用繊維から製造した特定の産品について使用される用語の定義及び適用される許容限

度については、 附属書三一A注釈六から注釈八までを参照すること。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇二 五〇・〇一 C T H C T H (第五○・○一項の材料からの変更を除く。

五〇・〇三	
カードし又はコームした産品	絹のくずのカード又はコームが行われること。
その他の産品	C T H
五〇・〇四-五〇・〇五	ねん糸と機械による作業との組合せ人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又は人造繊維の長繊維の押出しとお績との組合せ、天然繊維の紡績、
五〇・〇六	
絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	ねん糸と機械による作業との組合せ人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又は人造繊維の長繊維の押出しとお績との組合せ、天然繊維の紡績、
天然てぐす	C T H
五〇・〇七	製織となせんとの組合せ又は製織となせんとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、

なせん(独立の作業)

### 第五一類 羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五 -・〇 五 -・〇五             	
五一・○六-五一・一○ おん糸と機械による作業との組五一・○六-五一・一○ 天然繊維の紡績、	6る作業との組合せ又はと紡績との組合せ又は
五一・一一 五一・一三 天然繊維若しくは人造繊維	に業) 知合せ又は の組合せ、 配合せ、 にの糸の押出しと製織との組合せ、 に大造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、

#### 第五二類 綿及び綿織物

五二・〇四-五二・〇七	五二・〇一-五二・〇三
人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は天然繊維の紡績、	СТН

**************************************	、ん糸と機械による作業との組合せ
五二・〇八-五二・一二 天然 製織 製織の 対せ	でせん(独立の作業) が世ん(独立の作業) が一次色と製織との組合せ、 は満となせんとの組合せ、 は満となせんとの組合せ、 は満となせんとの組合せ、 は満による作業と製織との組合せ、 は繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、
写立三頁 こうりつりをおより送りとがこちゃくだって	名もとがこう我の乞がこもらえがこう我の

# 쏟

第五三類 その他の植物性紡織品	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
五三・〇一-五三・〇五	СТН
五三・〇六-五三・〇八	ねん糸と機械による作業との組合せ人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は天然繊維の紡績、
五三・〇九-五三・一一	なせん(独立の作業) 製織となせんとの組合せ又は 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、

第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一-五四・〇六	ねん糸と機械による作業との組合せ入造繊維の押出しと紡績との組合せ又は天然繊維の紡績、
五四・〇七-五四・〇八	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 となせんとの組合せては、 となせんとの組合せ、 と製織となせんとの組合せ、 と製織との組合せ、 と製織との組合せ、 と製織との組合せ、

# 第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

ん造	
天然繊維の紡績、	五五・〇八-五五・一一
人造繊維の押出し	五五・〇一-五五・〇七

ニードルルームフェルト	五六・〇二	五六・〇一	製品	第五六類 ウォッディング、フ	五五・一二-五五・一六
ただし、人造繊維の押出しと布の形成との組合せについては、次のいずれかの種類の単不織布の形成(天然繊維から製造したフェルトの場合に限る。)。  人造繊維の押出しと布の形成との組合せ又は		ト又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。) 合せ(ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のEXWの五十パーセンしくは仕上げの工程(カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等)との組定は、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は		フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 をせん(独立の作業) と製織との組合せ、 となせんとの組合せ、 となせん(独立の作業) と製織との組合せ、 と教織となせんとの組合せ、 と教織との組合せ、

天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績、	五六・〇五
ねん糸と機械による作業との組合せ人造繊維の押出しと紡績との組合せ又は天然繊維の紡績、	五六〇四・九〇
ゴム糸又はゴムひも(紡織用繊維で被覆していないものに限る。)からの生産	五六〇四・一〇
天然又は人造の細片にした糸    一方向又は無作為にそろえた短繊維もの	
次のいずれかのものからの生産であって、いずれの場合にも接着によって不織布となる	五六〇三・九一-五六〇三・九四
50 次のいずれかのものからの生産であって、いずれの場合にも接着によって不織布となる	五六〇三・一一-五六〇三・一四
不織布の形成(天然繊維から製造したその他のフェルトの場合に限る。)人造繊維の押出しと布の形成との組合せ又は	その他の産品
第五五・○一項の非原産であるポリプロピレンの長繊維のトウで、当該長繊維又は短繊維を使用することができる。「の民XWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とが産品のEXWの四十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件との長繊維又は短繊維が九デシテックス未満であり、かつ、当該長繊維又は短繊維の総額	

_	
(	)
(	)

	ねん糸と機械による作業との組合せん造繊維の押出しと紡績との組合せ又は
五六・〇六	フロック加工と染色との組合せ、天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績又はねん糸とジンピングとの組合せ、人造繊維の押出しと紡績との組合せ、
五六・〇七-五六・〇九	人造繊維の押出しと紡績との組合せ天然繊維の紡績又は

の産品について、ジュート織物は、裏張りとして使用することができる。 人造繊維の押出しとニードルパンチを含む不織布に係る技術との組合せ、	五七・〇一-五七・〇五類の産
ゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	第五七類 じゅうたんその他
人造繊維の押出しと紡績との組合せ天然繊維の紡績又は	五六・〇七-五六・〇九
フロック加工と染色との組合せ、天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績又はねん糸とジンピングとの組合せ、人造繊維の押出しと紡績との組合せ、	五六・〇六

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・一一	五八・一〇	五八・〇六-五八・〇九	五八・〇五	五八・〇一-五八・〇四
天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ、	のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないこと。 ししゅうに使用するいずれかの項(産品の項を除く。)の非原産材料の価額が当該産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ、 製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 が染色と製織との組合せ、 をなせんとの組合せ、 となせんとの組合せ、 となせんとの組合せ、	СТН	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織若しくはタフティングとの組合せ、 製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、 参の染色と製織との組合せ、 をなせんとの組合せ、 となせんとの組合せ、 となせんとの組合せ、

なせん	製織とな	糸の染を	フロック	タフテ	製織と独	
せん(独立の作業)	織となせんとの組合せ又は	の染色と製織との組合せ、	<ul><li>加工と染色若しくはなせんとの組合せ、</li></ul>	タフティングと染色若しくはなせんとの組合せ、	<ul><li>完色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ、</li></ul>	造繊維の長繊維の糸の押出しと製織若しくはタフティングとの組合せ、

# 第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

製織と染色、塗布、積層又はメタライジングとの組合せ	五九・〇四
なせん(独立の作業)製織となせんとの組合せ又は製織と染み込ませ、塗布、被覆、積層若しくはメタライジングとの組合せ、	五九・〇三
人造繊維の押出しと製織との組合せ	その他の産品
九十 製織	パーセント以下の産品紡織用繊維の含有量が全重量の九十
	五九・〇二
フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ製織と染色、フロック加工、塗布、積層若しくはメタライジングとの組合せ又は	五九・〇一

五九・〇五	
層した産品染み込ませ、塗布し、被覆し又は積ゴム、プラスチックその他の材料を	ングとの組合せ 製織、メリヤス編み又は不織布の形成と染み込ませ、塗布、被覆、積層又はメタライジ
その他の産品	なせん(独立の作業)と対し、というには、大造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、というには、大造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、大造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、大然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、
五九・〇六	
メリヤス編物又はクロセ編物	せ、  天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合
	いことを条件とする。)  「大造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との組合せては、大き繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との組合せ又は
の含有量が全重量の九十パーセントその他の織物であって、紡織用繊維合成繊維の長繊維の糸から製造した	人造繊維の押出しと製織との組合せ

	I	T	I			
五九・〇九-五九・一一	その他の産品	るものに限る。) 白熱ガスマントル(染み込ませてあ	五九・〇八	五九・〇七	その他の産品	L   え
しくは仕上げの工程(カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等)との組塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ又は人造繊維の押出しと製織との組合せ、天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、	СТН	- 白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産		なせん(独立の作業) フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は被覆との組合せ、 製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、なせん、塗布、染み込ませ若しくは	いことを条件とする。) いことを条件とする。) いことを条件とする。) いことを条件とする。) いことを条件とする。) いことを条件とする。) いことを条件とする。) いことを条件とする。)	

# ト又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。)合せ(ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のEXWの五十パーセン

# 第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

セントを超えないことを条件とする。)	
において使用されるものの価額が産品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パー	
だし、非原産であるよっていない糸又はテクスチャード加工していない糸であって、生産	
ねん糸若しくはテクスチャード加工とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ(た	
糸の染色とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は	
フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、	
の組合せ、	
メリヤス編み若しくはクロセ編みと染色、フロック加工、塗布、積層若しくはなせんと	
人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、	
せ、	
天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合	六〇・〇一一六〇・〇六

## 第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

したメリヤス編物又はクロセ編物の裁断により形成し、又は直接に形成	六一・〇一-六一・一七
メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ	

	その他の産品	わせて得られる産品 二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合
一の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること。  人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は	せ、天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合を然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合	

## 第六二類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)

六二・〇一	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
☆11・○11	
ししゅうした産品	の三十五パーセントを超えないことを条件とする。)あって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの四十パーセント又はFOBししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物で製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
その他の産品	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
六二・〇三	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。   製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

7	
の三十五 ししゅうした産品 製織と	の三十五パーセントを超えないことを条件とする。)あって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの四十パーセント又はFOBLしゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物で製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
その他の産品 製織と	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
六二・○五   なせん	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
六二・〇六	
の三十五 あって、 ししゅうした産品 製織と	の三十五パーセントを超えないことを条件とする。)あって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの四十パーセント又はFOBLしゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物で製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
その他の産品と製織と製	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は
六二・○七-六二・○八 製織と	なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は

製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は	六二・一五
なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は	その他の産品
なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。の三十五パーセントを超えないことを条件とする。)又はあって、生産において使用されるものの価額が産品のEXWの四十パーセント又はFOBししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物で製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ、	ししゅうした産品
	六二・一三―六二・一四
なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は	その他の産品
- ス編物又はク	ロセ編物 により形成し、又は直接に形成裁断により形成し、又は直接に形成
	六二·一二
なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)。製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又は	その他の産品

その他の産品	取り外した襟及び袖口用の芯地
製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ	十パーセント又はFOBの三十五パーセントを超えないことを条件とする。    CTH。ただし、生産において使用される全ての非原産材料の価額が産品のEXWの四

# 第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

	六三・〇六
みを行い、製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ人造繊維の押出し又は天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織又はメリヤス編	六三・〇五
製織、メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ	その他の産品
する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) する。) からの生産(ただるせ又は としゅうしていない織物(メリヤス編物及びクロセ編物を除く。)からの生産(ただらせ又は 製織、メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組	その他の産品
不織布の形成と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ	フェルトの産品及び不織布の産品
	六三・○一一六三・○回

不織布の産品	不織布の形成と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ
その他の産品	製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ
六三・〇七	MaxNOM四十パーセント(FOB) RVC六十五パーセント(EXW)又は
六三・〇八	ないことを条件として、組み込むことができる。非原産である製品は、その総額が当該セットのEXW又はFOBの十五パーセントを超え当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において
六三・〇九-六三・一〇	СТН

履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、 羽毛製品、

#### 造花並びに人髪製品

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

		六四・○一−六四・○六
I	ド・��一からの風立てであって中国こ甲を攻り付けていりいらの変更を余く。  女が  CTH(第六四・○一項から第六四・○五項までの各項の材料からの変更及び第六四○	CCC

RVC五十五パーセント(FOB)六・九○号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。)及び一〇丁H(第六四・○一項から第六四・○五項までの各項の材料からの変更及び第六四○

#### 第六五類 帽子及びその部分品

六五・○一Ⅰ 六五・〇七 C T H

第六六類 **傘**、 つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六·〇一—六六·〇三 RVC五十五パーセント (FOB) RVC五十五パーセント (EXW) 又は

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一 一六七・〇四 C T H

第一三部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、 陶磁製品並びにガラ

#### ス及びその製品

第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一-六八・一五
RVC三十五パーセント(FOB) RVC三十五パーセント(EXW)又は

#### 第六九類 陶磁製品

六九・○一-六九・一四	
C T H	

#### 第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇一一七〇・〇五	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
七〇・〇六	

七〇・一一 RVC五十五パーセント (EXW) 又は	RVC五十五パーセント(FOB) その他の産品 CTH、	容器の十五パーセントを超えないことを条件として、ガラス、ガラス器具及びガラス製の○CTH。ただし、第七○・一○項の非原産材	七〇・1〇	付録三−B−1も参照すること。 ○七・二一号の産品については、 RVC五十五パーセント(FOB)注 第七○○七・一一号及び第七○ MaxNOM五十パーセント(EXW) CTH、	その他の産品  CTH(第七〇・〇二項からな	第七○・○六項の塗布していた 塗布した平面基板ガラス CTH又は	
ト(EXW)又は	FOB) ト (EXW) 又は	セントを超えないことを条件として、使用することができる。ただし、第七○・一○項の非原産材料は、その総額が産品のEXW又はFOB		FOB) ト (EXW) 又は	(第七○・○二項から第七○・○五項までの各項の材料からの変更を除く。)	第七○・○六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産CTH又は	

七〇・一四一七〇・一七	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
七〇一人・一〇	СТН
七〇一八・二〇	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
七〇一八・九〇	СТН
七〇・一九-七〇・二〇	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺

#### 用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身

#### 辺用模造細貨類並びに貨幣

七	
•	
_	
C C	

七一・〇二一七一・〇四	СТЯН
七一・〇五	СТН
七一・〇六	
加工してない産品	貴金属と卑金属との間における融合若しくは合金化、若しくは当該貴金属の精製第七一・○六項、第七一・○八項及び第七一・一○項の貴金属間における若しくは当該くは化学分離又は(一・○六項、第七一・○八項及び第七一・一○項の貴金属の電解分離、熱分離若しく。)、(2)、(3)、(3)の代)の、第七一・○六項、第七一・○八項及び第七一・一○項の貴金属の電解分離、熱分離若して、)、
一次製品又は粉状の産品	加工してない貴金属からの生産
七一・〇七	
のに限る。) 貴金属を貼った金属(一次製品のも	貴金属を貼った金属(加工してないものに限る。)からの生産
その他の産品	СТН
七一・〇八	
加工してない産品	く。)、

七一・一八 七一・一三一七一・一七 七一・一二 のに限る。) その他の産品 貴金属を貼った金属(加工してないものに限る。)からの生産 C T H C T H RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は の各項の材料からの変更を除く。)、 С Т Н

#### 第一五部 卑金属及びその製品

#### 第七二類 鉄鋼

ソ〇・ニューニ〇・ニュ	СТН
ナニ・〇ナ	CTH(第七二・○六項の材料からの変更を除く。)
七二・〇八-七二・一七	CTH(第七二・○八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
七二八・一〇	СТН

#### 

七二一八・九一一七二一八・九九

CTH(第七二・○六項の材料からの変更を除く。)

#### 第七三類 鉄鋼製品

七二・二五一七二・二九

C T H

(第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)

C T H

(第七二・○六項の材料からの変更を除く。)

C T H

七二二四・九〇

七二二四・一〇

七二・一九一七二・二三

C T H

(第七二・一九項から第七二・二三項までの各項の材料からの変更を除く。

01 • 101114	CC(第七二・○八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
011.101111	СТН
110 • 1111	CC(第七二・○八項から第七二・一七項までの各項の材料からの変更を除く。)
1110 · 011	СТН
七三・〇四-七三・〇六	で及び第七二・二五項から第七二・二九項までの各項の材料からの変更を除く。)    CC(第七二・一三項から第七二・一七項まで、第七二・二一項から第七二・二三項ま
七三・〇七	

第七四類 銅及びその製品

ステンレス鋼製の管用継手	四十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。原産である鍛造したブランクは、その価額が産品のEXWの五十パーセント又はFOBのCTH(第七二・〇七項の鍛造したブランクからの変更を除く。)。ただし、同項の非
その他の産品	СТН
七三・〇八	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は CTH(第七三〇一・二〇号の材料からの変更を除く。)、
七三〇九・〇〇-七三一五・一九	СТН
七三一五・二〇	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
七三一五・八一-七三一九・九〇	СТН
七三:10・10	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
七三二〇・二〇-七三二六・九〇	СТН

七四・〇一十四・〇二	СТН
七四・〇三	СТЅН
七四・○四-七四・一九	СТН

## 第七五類 ニッケル及びその製品

七五·〇一一七五·〇四	S H
七五・〇五-七五・〇八	H

## 第七六類 アルミニウム及びその製品

七六・〇一	СТЅН
七六・〇二―七六・〇六	CTH及びRVC五十五パーセント(FOB) CTH及びMaxNOM五十パーセント(EXW)又は
七六・〇七	CTH(第七六・○六項の材料からの変更を除く。)
七六〇八・一〇一七六一六・九一	CTH及びMaxNOM五十パーセント(EXW)又は

七六一六·九九 七六一六·九九 MaxNO TH、	WVC五十五パーセント(FOB) TH、

#### 第七八類 鉛及びその製品

七八〇一・一〇	СТЅН
七八〇一・九一-七八〇一・九九	CTH(第七八・○二項の材料からの変更を除く。)
七八・〇二-七八・〇四	СТН
七八・〇六	RVC五十五パーセント (FOB) RVC五十五パーセント (EXW) 又は

#### 第七九類 亜鉛及びその製品

七九・〇一一七九・〇七	ï
СТН	

#### 第八○類 すず及びその製品

八〇・〇一-八〇・〇七	
СТН	

# 第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

	八一・〇一-八一・一三	
全ての項の非原産材料からの精製、製錬若しくは熱による金属形成による生産	CTSH又は	

# 第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇一八二〇五・七〇	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
八二〇五・九〇	きる。 はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことがではFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことがでCTH。ただし、第八二・○五項の非原産である工具は、その総額がセットのEXW又
*************************************	パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。  ただし、これらの項の非原産である工具は、その総額がセットのEXW又はFOBの十五  CTH(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。)。

八二・〇七一八二・一五 RVC五十五パーセント (FOB) RVC五十五パーセント (EXW) 又は

第八三類 各種の卑金属製品

八三・〇一-八三・一一 RVC五十五パーセント (FOB) RVC五十五パーセント (EXW) 又は

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四・〇七-八四・〇八(注)	八四・〇一-八四・〇六
MaxNOM五十パーセント(EXW)又は	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

八四・六六一八四・六八 八四・七三一八四・八七 八四・七〇一八四・ 七二 RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は でTH(第八四・七三項の材料からの変更を除く。 RVC五十五パーセント (FOB) CTH、 RVC五十五パーセント (FOB) CTH、

## 第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、 音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

# 用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

_	T	
	八五・〇三-八五・一八	八五・〇一-八五・〇二
	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又はCTH(第八五・○三項の材料からの変更を除く。)、

_	
八五四〇・二〇-八五四〇・九九	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
八五四一・一〇一八五四一・六〇	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又は生産において使用される非原産材料について、拡散が行われること、CTSH、
八五四一・九〇	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
八五四二・三一-八五四二・三九	RVC五十五パーセント(FOB)MaxNOM五十パーセント(EXW)又は生産において使用される非原産材料について、拡散が行われること、CTSH、
八五四二・九〇-八五四三・九〇	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(EXW)又は
八五四四・一一-八五四四・六〇	RVC五十五パーセント(FOB)の名 ×NOM五十パーセント(EXW)又はからの変更を除く。)、   ・

八五四四・七〇	RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は CTH(第七○・○二項及び第九○・○一項の材料からの変更を除く。)、
八五・四五-八五・四八	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、 鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)

		八六・○一−八六・○九	
RVC五十五パーセント(FOB)	MaxNOM五十パーセント(EXW)又は	CTH(第八六・○七項の材料からの変更を除く。)、	

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一一八七・〇七(注) MaxNOM四十五パーセント(EXW)又は

と。 は、付録三−B−1も参照すること項までの各項の産品について注。第八七・○一項から第八七・○	RVC六十パーセント (FOB)
と。は、付録三−B−1も参照するこ注、第八七・○八項の産品について八七・○八項の産品について	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
八七・〇九-八七・一一	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
八七・一二	MaxNOM四十五パーセント(EXW)又は
八七・一三-八七・一六	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(FOB)

#### 一 <u>一</u> 五.

第八八類

航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一-八八・〇五

MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は

一 <u>五</u> 二

RVC五十五パーセント (FOB)

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九 Ö -八九・ 八

RVC六十五パーセント (FOB) MaxNOM四十パーセント (EXW) 又は でTH (第八九・〇六項の船体からの変更を除く。

器並びにこれらの部分品及び附属品

第一

八 部

光学機器、

写真用機器、

映画

用機器、

測定機器、

検査機器、

精密機器、

医療用機器、

時計及び楽

第九〇類 光学機器、写真用機器、 映画用機器、 測定機器、 検査機器、 精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇〇一・五〇	九〇〇一・一〇-九〇〇一・四〇
生産において次のいずれかの工程が行われること、  CTH、	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

RVC五十五パーセント(FOB) MaxNOM五十パーセント(EXW)又は CTH(第九六・二○項の材料からの変更を除く。)、	九〇〇一・九〇-九〇三三・〇〇
7 & C	
見野を女喜し、及び膏用針の呆蒦を確呆するとめの箇辺な処里を通じたレンズのコーの)とするための半製品であるレンズの研磨加工  屈折補正用度数を有する完成品である眼科用のレンズ(眼鏡に取り付けるための	

#### 第九一類 時計及びその部分品

九一〇一・一一一九一一三・二〇	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(EXW)又は
九一一三・九〇	СТН
九 · 一 四	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一-九二・〇九

RVC五十五パーセント (FOB) 又は

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一-九三・〇七

RVC五十五パーセント (FOB) 又は

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇一九四〇一・八〇

C T H

九四・〇二一九四・〇六 九四〇一・ 九〇 RVC五十五パーセント(FOB) CTH、 CTH、 CTH、 C C

RVC五十五パーセント (FOB) 又は

第九五類
玩具、
遊戯用具及
及び運動用
具並びにこれら
これらの部へ
分品及び附属品

九五・〇三-九五・〇五	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(EXW)又は
九五・〇六	
ゴルフクラブ及びその部分品	は、使用することができる。  CTH。ただし、ゴルフクラブヘッドの製造用の非原産である粗く成形したブロック
その他の産品	RVC五十五パーセント(FOB) CTH、
九五・〇七-九五・〇八	C T H,

第九六類	
雑品	

MaxNOM五十パーセント (FOB) 又は

九六・〇一	CC
九六・〇二-九六・〇四	CTH、 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は RVC五十五パーセント(EXW)又は
九六・〇五	ないことを条件として、組み込むことができる。非原産である製品は、その総額が当該セットのEXW又はFOBの十五パーセントを超え当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において
九六・〇六-九六・二〇	RVC五十五パーセント(FOB) RVC五十五パーセント(FOB)

第二一部 美術品、収集品及びこっとう

第九七類 美術品、収集品及びこっとう